平成29年12月26日
（火曜日）

北海道教育委員会公報

第6200号

目　　次

通達・通知
○平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について等について……3

通　達　・　通　知

教　給　第1069号
平成29年12月26日

各　部　課　長
各　教　育　局　長
各　所　管　機　関　の　長　様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市立を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について等について（通知）

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（平成29年12月22日付け人委第470号）等の通知が別記１から別記４までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

１　平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（平成29年12月22日付け人委第470号）（別記１）
２　給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成29年12月22日付け人委第471号）（別記２）
３　旅費条例の運用方針についての一部改正について（平成29年12月８日付け人委第464号）（別記３）
４　北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の運用についての一部改正について（平成29年12月22日付け人委第488号）（別記４）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記１

人委第470号
平成29年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長　様

北海道人事委員会事務局長

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（通知）

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則７―1354。以下「特例規則」という。）の運用について次のとおり定められ、平成29年12月22日以降はこれによって実施することとされたので通知します。

記

第２条関係

第２条第１号の「人事委員会の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

(1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第21条第２項から第５項まで、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第21条第３項から第６項まで（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第２条第２項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第26条第２項から第５項までの規定により支給する場合

(2) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定により半額を減ずる場合

(3) 日割りによる計算により支給する場合

第３条関係

１　第３条の「人事委員会の定めるもの」は、次に掲げる規定による給与の減額（以下「給与減額」という。）とする。

(1) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文又は警察職員給与条例第15条本文

(2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年北海道条例第３号）第26条

(3) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第３号）第16条第３項（同条例第16条の２第３項及び第17条第２項において準用する場合を含む。）又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第16条第３項（同条例第16条の２第３項及び第17条第２項において準用する場合を含む。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第２条において準用する場合を含む。）

２　第３条の規定の適用がある場合における給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７―280。以下「支給規則」という。）第13条の２第２号から第４号までに規定する給料の月額に対する当該手当の月額は、それぞれ特例規則第１条第７号に規定する改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定による額に相当する額とする。

３　特例規則第１条第４号に規定する経過措置額支給特定職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成29年４月１日から同条第５号に規定する施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与減額に当たって、特例規則の規定（特例規則第４条の規定を除く。）の適用がないものとした場合の特例規則第１条第６号に規定する改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額と改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が同額である場合における支給規則第13条の２第２号から第４号までに規定する給料の月額に対する当該手当の月額は、それぞれ改正前の給与条例の規定による額に相当する額とする。

第４条関係

１　第４条第１項に規定する職員（次項に規定する職員を除く。）には、平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則７―1293。以下「平成27年経過措置規則」という。）第４条第１項第２号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年４月１日から平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則７－1354）第１条第５号に規定する施行日の前日までの間であるときは、同条第７号に規定する改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号俸（当該降格をした日が平成29年４月１日から当該施行日の前日までの間であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則７－1359）による改正前の初任

給等規則の規定による号俸）又は当該」と読み替えて平成27年経過措置規則の規定を適用した場合の平成27年改正条例附則の規定（特例規則第１条第２号に規定する平成27年改正条例附則の規定をいう。）による給料の額に相当する額を、平成27年道職員改正条例（同条第１号に規定する平成27年道職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第５項若しくは第６項、平成27年学校職員改正条例（同号に規定する平成27年学校職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第４項若しくは第５項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は平成27年警察職員改正条例（同号に規定する平成27年警察職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第４項若しくは第５項の規定による給料として支給する。

２　第４条第１項に規定する職員のうち、平成27年４月１日から平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則７―1310）第１条第５号に規定する施行日の前日までの間又は平成28年４月１日から平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則７―1328。以下「平成28年特例規則」という。）第１条第５号に規定する施行日の前日までの間に平成27年経過措置規則第４条第１項第２号に掲げる場合に該当した職員には、あらかじめ人事委員会と協議して、平成27年道職員改正条例附則第５項若しくは第６項、平成27年学校職員改正条例附則第４項若しくは第５項又は平成27年警察職員改正条例附則第４項若しくは第５項の規定による給料を支給する。この場合において、平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（平成28年３月15日付け人委第753号通知。以下「平成27年特例規則運用通知」という。）第４条関係及び平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（平成28年12月22日付け人委第512号通知。以下「平成28年特例規則運用通知」という。）第４条関係の規定は適用しない。

３　第４条第２項に規定する職員（次項に規定する職員を除く。）には、給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則７－1101。以下「平成18年経過措置規則」という。）第４条第１項第２号中「と降格又は」とあるのは、「(同日が平成29年４月１日から平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則７－1354)第１条第５号に規定する施行日の前日までの間であるときは、同条第７号に規定する改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）と降格後に受けることとなる号俸（降格をした日が平成29年４月１日から当該施行日の前日までの間であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則７－1359）による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号俸）又は」と読み替えて平成18年経過措置規則の規定を適用した場合の平成18年改正条例附則の規定（特例規則第１条第３号に規定する平成18年改正条例附則の規定をいう。）による給料の額に相当する額を、平成18年道職員改正条例（同号に規定する平成18年道職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第９項若しくは第10項、平成18年学校職員改正条例（同号に規定する平成18年学校職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第９項若しくは第10項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は平成18年警察職員改正条例（同号に規定する平成18年警察職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第９項若しくは第10項の規定による給料として支給する。

４　第４条第２項に規定する職員のうち、平成18年４月１日から初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則７－1323）の施行の日の前日までの間又は平成28年４月１日から平成28年特例規則第１条第５号に規定する施行日の前日までの間に平成27年経過措置規則第４条第１項第２号に掲げる場合に該当した職員には、あらかじめ人事委員会と協議して、平成18年道職員改正条例附則第９項若しくは第10項、平成18年学校職員改正条例附則第９項若しくは第10項又は平成18年警察職員改正条例附則第９項若しくは第10項の規定による給料を支給する。この場合において、平成27年特例規則運用通知第４条関係及び平成28年特例規則運用通知第４条関係の規定は適用しない。

その他の事項

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第72号）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第73号）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例（平成29年北海道条例第74号）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第75号）の施行に伴う給与の支給等の特例に関し、この通知により難い場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

（給与課給与グループ）

別記２

人委第４７１号
平成29年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長　様

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年５月１日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年４月１日から適用されることとなったので通知します。

記

第10第３項の(1)中カを削り、キをカとする。

第10第10項の(6)アの(ｱ)中「100分の85」を「100分の90」に改め、同項の(6)アの(ｲ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同項の(6)イの(ｱ)中「100分の40」を「100分の42.5」に改め、同項の(6)イの(ｲ)中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

（給与課給与グループ）

別記３

人委第４６４号
平成29年12月８日

北海道総務部長
北海道教育委員会教育長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長　様

北海道人事委員会事務局長

旅費条例の運用方針についての一部改正について（通知）

旅費条例の運用方針について（昭和28年６月５日付け28人委第212号通知）の一部が次のように改正されたので、平成30年１月１日以後に出発する旅行から、これによってください。

記

第13条及び第14条関係第１号中「第23条の２」を「第23条」に改め、同条関係第２号中「旅客会社及び」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の次に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第36号）附則第２条第１項に規定する新会社」を加え、同条関係の次に次のように加える。

第15条関係

航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第３項（同法附則第５条第１項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第２項において準用する場合を含む。）の規定により指定空港機能施設事業者その他の者が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。以下同じ。）、成田国際空港株式会社が徴収する国内線旅客サービス施設使用料及び中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料を含むものとする。

なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

第24条の２及び第36条の３関係の次に次のように加える。

第31条関係

航空賃には、旅客取扱施設利用料、成田国際空港株式会社が徴収する国際線旅客サービス施設使用料、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料及び成田国際空港株式会社又は関西エアポート株式会社が徴収する旅客保安サービス料を含むものとする。

なお、地方公共団体が管理する空港及び海外の空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

第37条関係第２項第８号を次のように改める。

(8)　アメリカ合衆国に渡航する場合における電子渡航認証システムの申請及び認証に要する費用に相当する額並びにその他の諸外国に渡航する場合における当該費用に相当する額は、条例第34条に規定する旅行雑費として取り扱うものとする。

（給与課給与グループ）

別記４

人委第４８８号
平成29年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長
様

北海道人事委員会事務局長

北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の運用についての一部改正について（通知）

北海道職員等の旅費支給規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の運用について（平成７年３月22日付け人委第975号通知）の一部が次のとおり改正されたので、通知します。

記

第２項中「養護学校」を「義務教育学校」に改め、「限る。）」の次に「、中等教育学校、特別支援学校」を加え、「第５条の２」を「第６条」に改める。

（給与課給与グループ）